平成２８年（フ）第２１１号
千葉県浦安市猫実２丁目２番26号　コーポうみその（202）
債務者　鈴木　堂史
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２２８号
千葉市花見川区幕張町１丁目7704番地１　幕張県住12棟201号
債務者　佐藤香代子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２５８号
千葉市中央区出洲港７番１棟220号
債務者　多賀　　功
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２８５号
千葉市中央区椿森５丁目10番７号　篠原コーポ102号
債務者　石田由美子（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４２０号
愛知県東海市荒尾町勝山１番地の７　Ｂ棟204号
債務者　那良　由佳
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８４号
函館市若松町32番19―802号
債務者　中田　幸世
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第９２号
北海道松前郡松前町字静浦247番地61
債務者　米田　千尋
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第７２０号
大阪府東大阪市下小阪４丁目７番25号　八戸ノ里エコーハイツ102号
債務者　伊藤　　功
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８５７号
大阪府東大阪市大蓮南１丁目８番１号
債務者　岡田希一こと杉元希福こと　姜　　希福
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９１１号
大阪府枚方市尊延寺５丁目10番１―201号、前住所大阪府枚方市招提南町３丁目19番３―402号
債務者　嶋田　恭兵
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９３９号
大阪府茨木市丑寅２丁目19番20号
債務者　濵田　耕治
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１００１号
大阪市鶴見区横堤４丁目28番14―303号
債務者　真下　　学
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１００４号
大阪市西成区岸里東１丁目３番10号　ＡＸＩＳ天神ノ森405号室
債務者　永田　雅也
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１００９号
大阪府守口市寺方元町１丁目５番12号
債務者　河嵜　優作
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０３３号
大阪市西成区松３丁目11番23号
債務者　起　　愛羅
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２９１号
大阪市東住吉区東田辺２丁目22番14号　ウィステリア東田辺203号
債務者　轡田　公成
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３１３号
大阪市城東区諏訪３―16―５―101、住民票上の住所大阪市東成区大今里２丁目36番８号
債務者　金本美鈴こと　金　　美鈴
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部